

日本機械学会シニア会通則

2014年1月14日理事会制定

2017年10月3日理事会一部変更

1. 設置

一般社団法人日本機械学会（以下、本会）における各支部は、以下に定めるシニア会を設置することが出来る。

2. 目的

シニア会は会員相互の親睦・交流ならびに情報交換を図ると共に、学生・生徒や技術者への協力・支援を通して、シニアの持つ経験、技術、知恵の継承に努めることにより、一般社会への啓発・情報発信、支部活動や会員増強など本会の発展に寄与することを目的とする。

3. シニア会会員

60歳以上の会員で、シニア会に登録した者をもってシニア会会員とする。ただし、60歳未満の者であっても、下記6項の運営委員会が認めた者はシニア会会員とすることができる。

4. 活動

シニア会は前項の目的を達するために次の活動を行なう。

- (1) 学生、学生会、技術者等との交流会の開催。
- (2) 支部および学生会等の要請による講師等の派遣、講演会や講習会等の企画・開催、小・中・高校生等の理工系教育支援、もの造り人材育成支援など社会貢献、中小企業に対する経営・技術支援。
- (3) その他シニア会の目的に沿う活動。

5. 組織

- (1) シニア会は、活動実施のため運営委員会を設ける。
- (2) 支部との連絡および支部幹事会への報告は支部担当幹事が当たる。

6. 運営委員会

- (1) 運営委員会は委員長1名、副委員長若干名、幹事1名、運営委員若干名で構成し、支部担当幹事1名を加える。尚、当該委員長をシニア会会長、副委員長をシニア会副会長と称することができるものとする。
- (2) 運営委員は支部担当幹事を除き、シニア会会員の中から支部幹事会の推薦に基づいて選出する。
- (3) 委員長は運営委員の互選により、副委員長・幹事は運営委員より委員長の指名により選出する。
- (4) 運営委員の任期は支部担当幹事を除き、原則1期2年とする。再任については支部幹事会で協議する。

7. 事業年度

シニア会の事業年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

8. 活動計画・活動報告

シニア会は当該年度の活動計画(予算含む)および活動報告(決算含む)について支部幹事会の承認を得るものとする。

9. 実務組織の設置

事業に応じて実務組織をおくことができる。その構成員は、運営委員会によりシニア会会員の中から選出する。

10. 活動経費

支部からの交付金および事業収入で支弁し、残額は支部会計に組み入れる。

11. 契約形態

特定団体・企業等との間で契約が必要となる場合の取り扱いは以下を原則とする。

- (1) シニア会会員が特定団体・企業等の技術課題解決等の支援を行う場合は、本会はマッチングを行うのみとし、会員個人と特定団体の間で個別に契約するものとする。
- (2) 講習会(出前講座)や受託事業等において、特定団体・企業等との契約が必要となる場合は本会で契約することとし、案件に関して理事会の承認を得る。

12. 本通則の変更

本通則を変更しようとするときは、支部協議会の同意を得て、理事会の承認による。